

## 調査結果の概要

### 1 賃金事情調査

#### (1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は40.1歳（平成25年39.8歳）、平均勤続年数は17.4年（同17.3年）となっている。（付属集計表第1表）

#### (2) 平均賃金及び賃金改定状況

##### ① 平均賃金

平成26年6月分の平均所定内賃金は358.4千円（平成25年357.0千円）、所定外賃金は76.8千円（同65.7千円）となった。（表1、付属集計表第3表）

表1 所定内賃金及び所定外賃金

産業区分・年	(千円)	
	所定内賃金	所定外賃金
調査産業計	358.4	76.8
製造業	348.5	75.5
平成25年		
調査産業計	357.0	65.7
製造業	339.6	63.5

##### ② 賃金改定額

平成25年7月から平成26年6月までの1年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は6,688円（平成25年6,003円）、率で2.05%（同1.89%）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が1,179円（同80円）、率が0.31%（同0.05%）であった。（表2、付属集計表第3表）

表2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

産業区分・年	(円、%)			
	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,688	2.05	1,179	0.31
製造業	6,380	2.04	1,057	0.34
平成25年				
調査産業計	6,003	1.89	80	0.05
製造業	5,728	1.87	105	0.04

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

##### ③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は188社（集計219社の85.8%）で、そのうち平成25年7月から平成26年6月までの1年間において、ベースアップを実施した企業は84社（賃金表ありとする企業188社の44.7%）、ベースダウンを実施した企業は2社（同1.1%）、賃金表の改定が行われなかった企業は93社（同49.5%）であった。

定期昇給制度がある企業は180社となっており、その全ての企業で定期昇給を実施している。昇給額は「昨年と同額」119社（実施した企業180社の66.1%）、「昨年比で増額」38社（同21.1%）、「昨年比で減額」10社（同5.6%）であった。実施時期は「昨年と同時期」166社（同92.2%）、「昨年より遅い」1社（同0.6%）、「昨年より早い」1社（同0.6%）であった。また、賃金カットを実施した企業は5社（集計212社の2.4%）であった。（表3）

表3 賃金改定の状況  
—平成25年7月～平成26年6月—

① 基本給部分の改定 (社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金表なし				賃金表 なし
		ベースアッ プ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 219社 (100.0)	188 (85.8) 〈100.0〉	84 (38.4) 〈44.7〉	104 (47.5) 〈55.3〉	2 (0.9) 〈1.1〉	93 (42.5) 〈49.5〉	31 (14.2)
製造業 139社 (100.0)	122 (87.8) 〈100.0〉	67 (48.2) 〈54.9〉	55 (39.6) 〈45.1〉	1 (0.7) 〈0.8〉	50 (36.0) 〈41.0〉	17 (12.2)
平成25年 調査産業計 214社	176	10	166	2	155	38
製造業 135社	110	6	104	—	100	25

(注) ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

② 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業） (社、%)

産業区分・年・ 定期昇給制度 のある企業	実施あり	昇給額			実施時期			実施なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	昨年と 同時期	昨年より 遅い	昨年より 早い	
調査産業計 180社 (100.0)	180 (100.0) 〈100.0〉	119 〈66.1〉	38 〈21.1〉	10 〈5.6〉	166 〈92.2〉	1 〈0.6〉	1 〈0.6〉	— (0.0)
製造業 118社 (100.0)	118 (100.0) 〈100.0〉	82 〈69.5〉	23 〈19.5〉	6 〈5.1〉	107 〈90.7〉	1 〈0.8〉	1 〈0.8〉	— (0.0)
平成25年 調査産業計 176社	173	121	31	18	169	2	—	3
製造業 116社	113	79	18	15	110	1	—	3

(注) 定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③ 賃金カットの実施 (社、%)

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 212 社 (100.0)	5 (2.4)	207 (97.6)
製造業 135 社 (100.0)	3 (2.2)	132 (97.8)
平成 25 年 調査産業計 206 社	10	196
製造業 132 社	6	126

(3) 平成 26 年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成 26 年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は 181 社(集計 220 社の 82.3%)で、要求内容は「ベースアップの実施」131 社(要求があった企業 181 社の 72.4%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」108 社(同 59.7%)、「その他」28 社(同 15.5%)となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」123 社(同 68.0%)、「個別賃上げ方式」31 社(同 17.1%)であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 175 社(要求があった企業 181 社の 96.7%)で、妥結内容は「ベースアップの実施」91 社(妥結企業 175 社の 52.0%)、「定期昇給の実施・賃金体系維持」125 社(同 71.4%)、「その他」31 社(同 17.7%)であった。(表 4)

表4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベースアッ プの実施	定期昇給の 実施・賃金 体系維持	その他	平均 賃上げ 方式	個別 賃上げ 方式	その他	
調査産業計 220 社 (100.0)	181 (82.3) 〈100.0〉 《100.0》	131 〈72.4〉	108 〈59.7〉	28 〈15.5〉	123 《68.0》	31 《17.1》	26 《14.4》	39 (17.7)
製造業 140 社 (100.0)	123 (87.9) 〈100.0〉 《100.0》	91 〈74.0〉	77 〈62.6〉	18 〈14.6〉	88 《71.5》	21 《17.1》	12 《9.8》	17 (12.1)
平成 25 年 調査産業計 215 社	137	42	110	12	86	24	29	78
製造業 136 社	93	17	82	9	60	19	18	43

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			ベースアップの 実施	定期昇給の実施・ 賃金体系維持	その他	
調査産業計	181 〈100.0〉	175 〈96.7〉 《100.0》	91 《52.0》	125 《71.4》	31 《17.7》	6 〈3.3〉
製造業	123 〈100.0〉	119 〈96.7〉 《100.0》	72 《60.5》	85 《71.4》	19 《16.0》	4 〈3.3〉
平成 25 年 調査産業計	137	136	12	123	17	1
製造業	93	92	8	85	9	1

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

(4) 平成 25 年年末一時金、平成 26 年夏季一時金

平成 25 年年末一時金の一人平均支給額は 813.7 千円(平成 24 年年末一時金 798.4 千円)、月収換算 2.3 か月分(同 2.4 か月分)となった。

平成 26 年夏季一時金の一人平均支給額は 880.9 千円(平成 25 年夏季一時金 800.3 千円)、月収換算 2.4 か月分(同 2.3 か月分)となった。(表 5、付属集計表第 2 表)

表5 年末・夏季一時金平均支給額

① 年末一時金				② 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分	集計社数	支給額	月収換算	産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成25年年末 調査産業計	205	813.7	2.3	平成26年夏季 調査産業計	204	880.9	2.4
製造業	133	768.6	2.3	製造業	132	814.0	2.4
平成24年年末 調査産業計	198	798.4	2.4	平成25年夏季 調査産業計	200	800.3	2.3
製造業	126	762.5	2.4	製造業	126	738.8	2.3

(注1) 「平成25年年末」とは平成25年9月～平成26年2月、「平成26年夏季」とは平成26年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）及び高校卒生産のいずれにおいてもピークとなる年齢は55歳で、それぞれ630.0千円、477.7千円、395.8千円となっている。（表6、付属集計表第4表）

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率で見ると、大学卒事務・技術（総合職）は2.98倍、高校卒事務・技術（総合職）2.43倍、高校卒生産2.08倍となっている。

学歴間格差を22歳で見ると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、高校卒事務・技術（総合職）92.8、高校卒生産89.9となっている。55歳では、それぞれ75.8、62.8となっている。

表6 モデル所定内賃金

年齢区分	大学卒事務・技術 (総合職)	高校卒事務・技術 (総合職)	高校卒生産
(歳)			(千円)
18	—	166.8	164.8
22	211.7	196.4	190.3
35	395.0	335.2	302.2
40	470.3	371.0	341.0
45	545.9	427.0	369.2
50	609.1	456.7	391.7
55	630.0	477.7	395.8
60	583.8	465.7	395.5
22歳の水準に対する倍率	55歳/22歳		(倍)
	2.98	2.43	2.08
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	92.8	89.9
55歳	100.0	75.8	62.8

